

民生文教常任委員会

1 開 議 令和8年3月5日(木) 午前10時00分

2 場 所 委員会室1

3 付議事件及び順序

日程第 1 議案第15号 大田原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

日程第 2 議案第20号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第21号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第22号 大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第16号 大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定について

日程第 6 議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する条例の一部を改正する条例の制定について

民生文教常任委員会名簿

委員長	岡	野	忠	出席
副委員長	内	藤	幹夫	出席
委員	伊	賀	純	出席
	前	田	則隆	出席
	大	塚	正義	出席
	高	瀬	重嗣	出席
	君	島	孝明	出席

当 局	保 健 福 祉 部 長	松 本 通 尚	出席
	市 民 生 活 部 長	佐 藤 美 奈 子	出席
	教 育 部 長	君 島 敬	出席
	保 育 課 長	羽 石 剛	出席
	国 保 年 金 課 長	須 藤 寛	出席
	市 民 課 長	高 野 浩 之	出席
	教 育 総 務 課 長	磯 和 明	出席
	学 校 教 育 課 長	萩 原 孝 夫	出席

事 務 局	伊 東 佳 子	出席
-------	---------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（岡野 忠） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより民生文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、保健福祉部長、市民生活部長、教育部長、保育課長、国保年金課長、市民課長、教育総務課長、学校教育課長であります。

◎議案第15号 大田原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○委員長（岡野 忠） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第15号 大田原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（松本通尚） 議案第15号 大田原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、議会本会議において議案上程の際、概略を説明させていただいたところですが、本日は所管の羽石保育課長が同席しておりますので、改めてご説明いたします。よろしく願います。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） 私からは、議案第15号 大田原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明いたします。

初めに、143ページの議案書補助資料を御覧ください。子ども・子育て支援法の一部改正により、令和8年4月1日から保育所等に通園していない0歳6か月から3歳未満の児童を対象に、一定時間までの利用可能枠の中で、勤労要件等を問わず柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が導入されます。事業の実施に伴い、大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を令和7年6月定例会の議決を経て制定したところでございますが、令和7年10月改正の子ども・子育て支援法では、利用者に対して乳児等支援給付費を支給することが定められており、市町村は給付費の支給のための確認手続を行うため、さきの条例に加え、確認基準についての条例を制定する必要があります。このたび、国において特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本市においても同基準を踏まえ、大田原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定するのでございます。

次に、133ページの議案書を御覧ください。この条例は、特定乳児等通園支援事業者が適正なサービス提

供を行うために、運営上のルールを定めている条例と考えていただければと思います。

それでは、条例のほうですが、条例の構成といたしましては、第1章の総則から第3章の雑則までの33条立てで構成しております。

第1章の総則につきましては、第1条で、この条例は、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援の運営に関する基準を定めるものとして規定し、第2条で、事業運営に当たって良質かつ適切であり、かつ、保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の支援の提供を行うことにより適切な環境確保を目指すことなど、一般原則について定めております。

134ページに移りまして、第2章の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準につきましては、第3条では、1時間当たり、1月当たりの利用定員を規定し、第4条では、利用児童及びその保護者の心身状況や児童の養育状況を把握するため面談を実施することについて、第5条では、利用申込みを受けた場合は正当な理由がない場合は提供を拒否することができない旨を定めております。

135ページに移りまして、第6条では、市町村からのあっせん及び要請に対する協力について、第7条では、利用申込みがあった場合には、居住地の市町村が認定する乳児等支援支給認定証を確認することについて、第8条では、乳児等支援給付認定の手続をしていない場合の認定の申請に係る援助について、第9条では、利用児童及び保護者の心身の状況、養育環境などの把握について、第10条では、利用児童及びその保護者に関して、特定教育・保育施設等の連携に努めることについて、第11条では、特定乳児等通園支援の提供の記録について、第12条では、特定乳児等通園支援に関する費用に関して、物品購入や食事提供などの便宜に対する保護者からの額の受領などについてを定めております。

136ページに移りまして、第13条では、利用児童保護者に対する乳児等支援給付費の額に係る通知等についてを定めております。

137ページに移りまして、第14条では、利用児童及びその保護者の心身の状況に応じた特定乳児等通園支援を適切に行うことについて、第15条では、自己評価及び外部による評価を行い改善を図ることについて、第16条では、利用者からの相談及び援助について、第17条では、利用者の体調に急変が生じた場合の緊急時等の対応について、第18条では、不正行為等による乳児等支援給付認定を受けた保護者に関する情報の市町村への通知について、第19条では、事業の運営に当たり事業の目的及び運営方針、提供する支援内容等、事業内容についての重要事項に関する規定を定めることについて、138ページに移りまして、第20条では、適切な支援を提供できるよう事業所ごとに勤務体制を定めることについて、第21条では、第3条第1項の規定により定める利用定員の遵守について、第22条では、事業所の選択に資すると認められる重要事項の掲示等について、第23条では、子どもの国籍、信条、社会的身分等での差別的取扱いの禁止について、第24条では、子どもへの虐待等の禁止についてを定めております。

139ページに移りまして、第25条では、事業所の職員及び管理者の秘密保持等について、第26条では、保護者が適切な選択ができる情報の提供等について、第27条では利益供与等の禁止について、第28条では苦情解決についてを定めております。

140ページに移りまして、第29条では、運営に当たっての地域との連携等について、第30条では、事故発生の防止及び発生時の対応について、第31条では、特定乳児等通園支援事業とその他の事業との会計の区分について、第32条では、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること等について定めております。

141ページに移りまして、第3章の雑則につきましては、第33条で、この条例により書面で作成する旨を規定されるものについては、電磁的記録等により行うことができることを定めております。

以上、これら各条文の規定の要旨につきましては、144ページから147ページに参考資料として掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

142ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

議案第15号につきましての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 本会議の質疑の中で、しんとみ保育園内で事業を行うということで検討するという回答があったのですが、実際にいつから事業開始になるのか、お聞きいたします。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

令和8年度から開始できるように、もう期間がないのですが、4月から実施できるように今準備を進めている状況です。

○委員長（岡野 忠） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 条例の第20条に勤務体制の確保等を定めておりますが、新たに採用となる職員とかはいらっしゃいますか。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） 今のしんとみ保育園の流れでということによろしいでしょうか。

しんとみ保育園につきましては、新規採用の職員の予定はございません。今いる現状の職員で対応できるという判断の下で実施をする予定になっております。

以上です。

○委員長（岡野 忠） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 特定乳児の受入れということになると、この受入れ側の施設の設備ということも一つ大きくなるのではないかと思うのですが、今後どのような対策を取られていくのか。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

まず、今回の条例になるのですけれども、こちらについては給付の確認をするための条例ということになります。先ほど冒頭に説明させていただいたのですが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例というのを令和7年6月に制定させていただいているのですが、そちらの条例において設備の基準とか職員体制とか、そういったものを規定しておりますので、事業所のほうで、それに合致するような準備を整えてもらうという必要がございます。実際、今年度も募集はさせていただいたのですが、残念ながら手を上げる事業所がいなかったという状況です。基準がある以上はその基準にのっとってやっていただくということになりますので、相談にこちらに来た際には、設備等の状況とか、そういったところを確認させていただいて、この事業が実施できるかどうかというのを市のほうとしても確認させていた

だいてということを考えております。

失礼しました。事業所としては、一般型と余裕活用型という二通りの乳児等通園支援事業というのがございますが、余裕活用型でやられる事業所のほうが恐らく多いのではないかと思います。ですので、今ある設備の中で保育士に余裕があって対応ができるというような、今いる在園児と一緒に保育をするというような形でやられるほうが恐らく多いのではないかと思いますので、今現状の事業者の状況であれば、あとは保育士の体制の確保とか、そういった問題はあるかと思うのですけれども、設備的には恐らく今の事業所であれば、できるところは幾つかあるのではないかなというふうには考えております。

○委員長（岡野 忠） 君島委員。

○委員（君島孝明） 私から第6条の、できる限り協力しなければならないとなっていますが、協力できない場合というのはどんなことを想定されるのか。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

我々のほうで想定しているものに関しましては、希望する児童の方が、例えばですけれども、障害をお持ちの場合とか、そういった方が希望した場合に、受入れ側というところで体制が整っていないという場合に、どうしても自分のところでの受入れが難しいというようなことが、もし事前に申請いただいた際に聞き取りをしまして、実際にこちらから、可能な事業所のほうにつないでいくという形にはなるかと思うのですけれども、事業所によっては、どうしてもその対応ができないというような場合が出てくる可能性はあるというふうに思っていますので、そのような事例ができないような事例ということで挙げられるのかなというふうに考えています。

○委員長（岡野 忠） 大塚委員。

○委員（大塚正義） 私からは、この乳児等支援給付費について伺わせていただきたいと思っております。

まず、1人当たり、先ほどの説明、条例の中に細かく何は支給できるというような文言があったかと思うのですが、その中で市としては1人当たりどのぐらいの予定を支出金として見込んでいるのか。1施設当たり、ある程度的人数がありますので、それらも踏まえて大体どのぐらいの費用を見ているのか、伺わせていただきたいと思っております。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

令和8年度の予算のほうに関わる内容かと思うのですけれども、予算化しているものとしましては、0歳児の場合は、1児童当たり1時間1,300円で、負担していただくのが300円になるのですけれども、1,300円が給付費としてかかってくる形になります。それに対して、月10時間ということで、12か月利用した場合ということで想定しておりまして、市内の事業所、今後、やっていただけるという想定で、27園という形で、延べという形になるかと思うのですけれども、それを1人ずつ利用者がいるというような計算で立てました。トータルでは421万2,000円というようなことで、給付費としては見込んでおります。

以上になります。

○委員長（岡野 忠） 大塚委員。

○委員（大塚正義） ありがとうございます。

もう一つ、その受入れ側の園として利用者に対して請求できる費用という、この145ページ辺りのところに、第12条、特定乳児等通園支援に関する費用の額の受領というような文言がありまして、その施設が預けている方に請求できるものというのには、それら園によっていろいろ、まちまちかと思われるのですが、その上限の歯止めというのは何かあるのですか。預けるのに、いろんな何でもかんでも買ってそれを保護者に請求するというのもあり得る話になりますので、そのときに1か月当りに預けるものに対してではなく、附属品に係るものという意味なのだと思うのです、この事業だけで。それらに対しての上限金額というのは、その歯止めというのは何かあるのだから、伺わせていただきます。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

実際、運用はこれからという形になりますので、この給付費以外の、例えばですけれども、食事を利用した場合の費用とか、そういったものが、別途事業所のほうからその利用保護者に対して請求という形になるかと思えます。正直申し上げますと、金額に関しての上限設定とかそういったところは、現時点では我々のほうでは考えていなかったところなのですけれども、ただ事前に面談をして、かかってくる費用に関しましては、もちろん利用する保護者に対して事業所から示していただくという形になりますので、そこで何らかの、例えばですけれども、大塚委員がおっしゃるような、どうしても金額に無理があるのではないかとか、そういうことがあった場合には、市の立場として改善していただきたいというようなことを伝える場合も出てくるのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第15号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 大田原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第20号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡野 忠） 次に、日程第2、議案第20号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
保健福祉部長。

○保健福祉部長（松本通尚） 議案第20号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましても、本会議におきまして概略をご説明申し上げたところでございますが、本日は羽石課長からご説明いたします。よろしくお願いたします。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） 私からは、議案第20号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

196ページの議案書補助資料を御覧ください。乳児等通園支援事業につきましては、改正後の子ども・子育て支援法における乳児等のための支援給付として令和8年4月1日から給付化されることに伴い、先ほどご説明いたしました議案第15号の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の新規制定が必要となっております。これに伴いまして、乳児等通園支援事業を行うための認可条例として既に施行されている本条例について文言等の整理を行う必要が生じたため、関係箇所の改正を行うものでございます。

それでは、191ページの議案書を御覧ください。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

目次、第1章、総則「（第1条—第4条）」を「（第1条—第5条）」と改めます。

目次、第1節、通則「（第5条—第19条）」を「（第6条—第19条）」と改めます。

192ページに移りまして、第5条、乳児等通園支援事業者の一般原則について、国が定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準において、一般原則の規定を総則の章に属する規定としていることから、191ページにありますように総則の章に移す改正を行います。

193ページに移りまして、第9条中、また同条見出し、乳児等通園支援事業者の職員について、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準において、「特定乳児等通園支援事業所の職員」との表記が用いられていることから、「乳児等通園支援事業所の職員」と改めます。

同条見出しの「一般的条件」について、他の基準府令における同種の規定に合わせまして、「一般的要件」と改めます。

第10条中及び同条の見出し、さらに第13条中の「乳児等通園支援事業者の職員」について、「乳児等通園支援事業所の職員」と改めます。

第13条見出し、虐待等の防止について、ほかの基準府令の同種の表記に合わせまして、改正後の虐待等の禁止と改めます。

第16条第1項第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」について、運営規程に定める利用定員について、乳児、幼児の区分を問わず、利用定員の総数のみを定めることを可能とする趣旨によりまして、乳児幼児の区分ごとの文言を削除し、「利用定員」と改めます。

194ページに移りまして、同条第7号中、「事項並びに」を、国の特定乳児等通園支援事業所の運営に関する基準の表記に合わせまして「事項その他の」に改めます。

第18条中、「乳児等通園支援事業者の職員」についてを「乳児等通園支援事業所の職員」と改めます。

第20条第3項中、利用定員の総数につきまして、令和7年11月改正府令におきまして、本項における利用定員の意義を明確にするために、括弧書きの定義規定を改める改正が行われていることから、「（子ど

も・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を追加する内容に改正いたします。

195ページに移りまして、第22条の2につきましては、内閣府令の改正に伴いまして、離島及びその他の地域において、特例保育を行う事業者が乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の基準の特例について、新たに規定いたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行することといたします。

議案第20号につきましても説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

大塚委員。

○委員（大塚正義） 1つだけちょっと確認させていただきたいと思います。

この施設の条例に関しまして、年に1回程度のこの施設に対する査察もしくは定期的な検査というのがないような気がするのですが、それらはどのようになりますか。

○委員長（岡野 忠） 保育課長。

○保育課長（羽石 剛） お答えいたします。

指導監査というような内容になるかと思うのですが、こちらにつきましては別の条例のほうで乳児等通園支援事業所に関しましても、家庭的保育事業所の条例のところ、すみません、記憶がちょっとあれですが、12月議会の改正だったか、提出させていただいて、そちらで監査は規定させていただいておりますので、年1回という形ではないのですけれども、何年かに1回とか、そういうような形で、もし事業所があった場合には監査を行うというのは計画で現在はおります。

以上になります。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第20号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 大田原市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第21号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡野 忠） 次に、日程第3、議案第21号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 市民生活部長の佐藤です。よろしくお願いいたします。

議案第21号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議におきまして、議案上程の際に概略を説明させていただいておりますが、改めまして国保年金課長の須藤よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） それでは、議案第21号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明させていただきます。

資料の215ページの議案書補助資料を御覧ください。あわせて、216ページの新旧税率表を御覧ください。新旧税率表のほうですが、赤字が新設部分に、青字が変更部分になります。議案の概要であります。子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和8年度から健康保険の保険料と併せて、子ども・子育て支援金を徴収することとなりました。これに合わせまして、国民健康保険税におきましても課税項目に子ども・子育て支援金を追加するものです。

また、本市の賦課方式ですが、前年の所得に応じて計算される所得割と加入者一人ひとりにかかる均等割の2方式を現在は採用しておりますが、県内の市町の賦課方式を所得割、均等割に加えまして、1世帯ごとにかかる平等割を加えた3方式に統一することと栃木県のほうで決めていることから、本市におきましても平等割を追加いたします。

あわせて、栃木県に支払う納付金に対し、国民健康保険税の税収が不足しているため、税率を改正するとともに課税限度額を地方税法施行令の定める額に改正いたします。

続きまして、197ページの議案書を御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

なお、国民健康保険税条例のほうの改正箇所が多いため、217ページから改正概要を掲載してございますので、こちらのほうに基づきまして説明させていただきます。また、課税する項目の名称等が長いものにつきましては、略した形で説明させていただきます。

第2条は課税額について規定しておりますが、第1項第1号において、医療分の算定方式から子ども・子育て支援納付金を除く旨の記載を追加いたします。第4号におきましては、課税項目に子ども分を新設いたします。

第2項の医療分、第3項の後期分、第4項の介護分それぞれに平等割を追加し、第2項及び第3項では課税限度額を改正いたします。

また、第5項は、子ども分の税額の算定方式及び課税限度額について新設いたします。

続きまして、第3条、第4条、第4条の2は、医療分の課税額に係る内容でありまして、第3条では所得割額の税率を改正し、第4条では均等割額を改正し、第4条の2では平等割額に係る規定を新設いたします。

次に、第5条、第6条、第6条の2は、後期の課税額に係る内容でありまして、第5条では所得割額の税率を改正し、第6条では均等割額を改正し、第6条の2は平等割額に係る規定を新設いたします。

次に、第7条、第8条、第8条の2、こちらは介護分の課税額に係る内容でありまして、第7条では所

得割額の税率を改正し、第8条では均等割額を改正し、第8条の2は平等割額に係る規定を新設いたします。

次に、218ページに参りまして、第8条の3から第8条の6は、子ども分の所得割額、均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び平等割額の規定を新設いたします。

第20条は国民健康保険税の減額の規定ですが、第1項で、国民健康保険税を減額した場合の規定となっております。課税限度額につきまして改正し、子ども分を追記いたします。

第1号は、低所得者の減額制度のうち7割軽減についての規定ですが、ア及びイは医療分の均等割額及び平等割額を、ウ及びエは後期分の均等割額及び平等割額を、オ及びカは介護分の均等割額及び平等割額を、キからケは子ども分の平等割額、18歳以上被保険者均等割額及び平等割額について、それぞれ新設または改正いたします。

次に、219ページに参りまして、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減について、それぞれ軽減する額を規定しており、第1号の7割軽減の規定と同様にそれぞれ新設または額を改定いたします。

次に、220ページに参りまして、第2項は未就学児の均等割額の軽減措置について規定しており、第1号は医療分、第2号は後期分について軽減する額を改正し、第3号は子ども分に係る規定を新設いたします。

第3項につきましては、出産被保険者に係る産前産後期間の減額措置について規定しております。第7号から第9号は、子ども分の所得割額、均等割額、18歳以上被保険者均等割額について、それぞれの規定を新設いたします。

第4項は、18歳未満被保険者の子ども分の均等割額の軽減措置に係る規定を新設いたします。

なお、説明いたしました条文以外にも、文言の修正など所要の改正を行っております。

214ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行し、第2項では経過措置を設けております。

以上で議案第21号の説明を終わります。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） この平等割新設ということで、影響を受けるのは高齢者、そして単身で生活する方々ではないかというふうに思われるのですけれども、まずその年収モデルとしての試算表とか、そういうのがあるのか教えていただきたいのと、あと課税限度額が、今回、子ども分として3万円が上限になっていると思うのですけれども、それは大田原市独自の決まりなのか、それとも全国一律で上限が決められているのかということをお伺いします。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） 平等割額が新設されることにつきまして、どういった方に影響が出るのかというところなのですけれども、世帯単位になってくるものですから、どちらかというとならば単身世帯の方に影響が強く出る改正になります。ただ、平等割額につきましては、所得の低い方に対しては軽減措置が入っておりますので、所得の低い単身世帯の方は、平等割額が新設されましても、割と低い金額、軽減を受けた平等割額が課税される形になってきますので、影響がそれほど出てこない形になります。ただ、所得の高い単身世帯の方につきましては、ある程度の影響が出てくるものと考えております。

試算につきましては、現時点で子ども・子育て支援のシステム改修が必要なのですけれども、子ども・子育て支援のシステム改修自体が、国が示した期間の中でちょっと間に合わない形になっていまして、課税するタイミング、4月1日以降につきましては、ちゃんとシステムで試算することができるのですけれども、現時点でちょっとシステムが間に合っていないという状況ではあります。ただ、手作業で計算することはできまして、こういった方でという試算は、後ほどホームページなんかでは広報していくような予定ではあるのですけれども、単身世帯で所得が40万円の70歳の年金だけの方で試算した場合は、子ども・子育て支援金としましては600円ほど追加されます。そのほかの税額につきましては5,000円ほどの税額が増えてくるような試算結果になっています。なので、全体的には5,500円程度、所得40万円で7割軽減を受けた方の差額がそのような感じで試算しております。所得がある程度ある方で、所得が100万円で60歳の方、こちらのほうは介護保険の保険料も追加になったりするので、割と金額に差が出てくるのですけれども、子ども・子育て支援金のほうでは3,100円、そのほかの国民健康保険の部分では1万9,300円、合計で2万2,400円程度の差が年額で出てしまうのかなというところです。

逆に、子供の多いところでどれぐらいの差があるかということなのですけれども、4人世帯で所得が300万円あるような方で、35歳のご夫婦で小学生の子供が1人、未就学児のお子さんが1人の方ですと、2割軽減が入る世帯になってくるのですけれども、こちらのほうですと子ども・子育て支援納付金は8,300円、そのほかの部分ですと1,200円の差になってきます。全体で9,500円の差額になってくるということで、子供のいる人数の多い世帯では割と差が出ないで、単身で所得があるような方についてはちょっと差が出てしまうような試算になっております。

課税限度額の3万円というものなのですが、こちらのほうは国民健康保険料、料のほうですと1月の時点で全国3万円に下さいよ、3万円ですということで国のほうから通知が出ています。一般質問の中でも話が出たのですけれども、国民健康保険税については3月に確定の情報が国から流れてきます。ただ、現時点で市町村の参考条例、そういったものが国民健康保険税につきましても流れてきておまして、こちらのほうでは3万円ということで明記されておりますので、一応保険料のほうは3万円で、国民健康保険税のほうは2万円とか1万円になることはないかなというところで、今回の条例改正で3万円ということで表記させていただいております。

○委員長（岡野 忠） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 先ほどご説明いただいて、単身高齢者、100万円ということですか、60歳で100万円、年収があって、そして年額が2万2,400円という回答いただいたのですけれども、これは決して安くはない金額だと私は思っています。先ほどそんなに負担は重くはないというお言葉だったので、これは決して、100万円で一生懸命切り詰めて暮らしている方、年金で暮らしている方というのはたくさんいるわけで、その中で2万2,400円が、そんな負担額ではないですよという感覚というのは、私は少し、ちょっと考えていただきたいなという部分と、あと単身高齢者、若くて子供がいてというご家族とは別に、この単身高齢者の世帯ということになると、上がった分の支援措置みたいなのが何か講じられているのか、そこのところをお聞かせください。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） 今回、変わったところについて措置が講じられるのかということなのです

けれども、基本的には国民健康保険税の軽減措置の中で所得の低い方とかというところにつきましては、対応を講じているような形になっていきますので、それで出てきた税額に対して、改めて何か措置が講じられるということ自体はないのですけれども。

あと、先ほど私のほうで説明した中身と運営協議会のほうで説明した情報が若干違ってまして、先ほど説明した金額のところにはちょっと差がありまして、単身世帯所得100万円、60歳、2割軽減のところ、先ほど子ども分が3,100円、そのほかの部分が1万9,300円というふうに説明したのですけれども、ちょっとこれ情報が古いものでして、変わるのは今の条件ですと、子ども・子育て支援金分が2,700円、現行のそのほかの部分との差が4,200円なので、合計で6,900円の差が出るという試算が、最新の試算結果となっていますので、先ほどの発言、ちょっと訂正させていただければと思うのですけれども。単身世帯100万円、60歳、2割軽減ですと、子ども・子育て2,700円、現行との差は4,200円で、全体差額として6,900円の試算結果になってまいります。

○委員長（岡野 忠） 伊賀委員。

○委員（伊賀 純） 今後将来の人口減少とか高齢化社会に入っていくわけになるのです。これからもっともっと比率が変わっていくという可能性というのはありますか。増えていくという、今後見据えて、どんな方向に行くのか。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） 現在の国民健康保険税自体は、県のほうで納付金というものを算定しています。その納付金に基づいて、市町のほうでその納付金を納めるために必要な税額がどれぐらいかというのを確認した上で、どういう税率というのを設定してまいります。県のほうでは、令和10年度にある程度の税率の統一、納付金ベースの統一と言われるものなのですけれども、ある程度、同じ所得でしたらば、県内どこの市町にいても同じような税金を払うように納付金を変えてくるという予定でいます。

現在、大田原市は、合併した当初は低い税率を保っていたものでして、激変緩和措置として大田原市は納付金が結構安い状態でずっと来ています。それが10年度を目途に大きく切り替わるので、大田原市の納付金自体は今後3億円から4億円程度増加してしまうのではないかという情報を今のところ確認しております。ただ、この後、国が具体的に計算をした上でどれぐらい大田原市が変わってくるのかというところ、県からの情報を随時見ていく必要はあるのですけれども、なので、納付金に合わせた形で大田原市の税率は上げなくてはならないのか、据え置いていけるのかというのを、財政調整基金の残額も含めながら、比較して税金のほうを決めていくような流れになっています。

○委員長（岡野 忠） 伊賀委員の発言を認めます。

○委員（伊賀 純） 私、ある方からちょっとご相談を受けたことがあって、年金が少し上がったのだよということで、そうしたら区分のラインからちょっと超えた分だけ税金が物すごく高くなってしまって、上がったところの話ではないのだと。それ手取りの部分が下がってしまうという話を、こんなことってあるのかという話を相談されたことがあるのですけれども、そういう事態というのは、今後、税金が上がっていくわけですから、年金がそのラインのところというふうになると、これはもっともっとそういう事例というのは増えてくるということになりますか。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） 年金のほうの金額が、前は80万円超えないような年金だったのが、現在、物価高対策のために、年金の金額を変えて80万円を超えてきたりとかというところで、基本的にはそういったところで境界線にある方は、そういう影響を極端に受けるような形になるのですけれども、その辺の影響なんかも含めて、国のほうでは一応そういった境界の部分については多少変えたりとか、課税するための、減額するための基準額を変更したりとかというので、国のほうであらかじめ想定した中での調整を行っている状況ではあるのですけれども。なので、国のその辺の見方、軽減の対象が変わってしまう可能性があるような年金の増額とか、そういったところは基本的には国の方針に従って市の税金のほうも対応していかななくてはならないような状況にはなっています。

○委員長（岡野 忠） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 初めに課長のほうから冒頭説明があった内容の中で、県への納付金が不足していて、今回この税率とかを改正するとなっているという説明だったのですが、具体的にどの程度不足していたのか、分かりますか。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） 本年度、令和7年度におきまして、財政調整基金から7,000万円の繰入れを予定しています。あと、県の納付金につきましては、県のほうでも、市町から集めた納付金、こちらのほうを支払いに対して余剰に納付金が集まった場合には基金として蓄えるような体制を取っています。その納付金が蓄えられた基金の部分を活用して翌年度の納付金をまた抑制しましょうとかという対応を県のほうでも行ってはおります。なので、その辺のところもある中で、一応現時点で一番分かりやすいのは、基金のほうの話を見せてもらおうと分かりやすいと思うのですけれども、令和元年度につきましては11億8,800万円程度の基金がありました。これがだんだん落ちてきて、令和7年度の当初につきましては8億4,800万円程度の基金になっています。なので、大体5,000万円から7,000万円ぐらい、毎年赤字の部分が出ていて、その部分を基金のほうで補填した形で大田原市の国保財政を保っているような状況ではございます。

○委員長（岡野 忠） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 来年度から子ども・子育て支援金が追加されるということで、国の試算を見ると、令和9、10年度という形でずっと上がっていく。1人当たり、その試算を見ると、1人月額100円、上がるとなっていたのですが、大田原市としての試算としてはどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） 大田原市としましても、県のほうから納付金、これぐらいの納付金を納めてくださいという数字が来ています。県の納付金、そのままではなくて、一応大田原市では、令和8年度の子ども・子育て納付金に必要な税額として、予算上は3,780万円を計上しています。この後、令和8年度中に、今度は令和9年度の納付金の金額というのが県のほうから示されるので、その金額に合わせて、また税率改定を行うかどうかというのを判断していくので、100円程度上がった分については、一般的には毎年、国民健康保険のほうでは上げていくという判断をするかと思うのですけれども、令和8年度中に収納になった子ども・子育て支援金の額などを見ながら税率改定を行うかどうかというのは、来年度にまた判断をさせていただく形になるかと思っておりますので、その際にはよろしくお伺いしたいと考えております。

○委員長（岡野 忠） 大塚委員。

○委員（大塚正義） 私のほうからは、賦課方式、2方式から3方式になりますということの説明だったと思うのですが、この賦課方式について、この国保事業主体が県で、県のほうからそういう3方式に変更してくださいというお話があったということだったと思うのですが、これらについて、この賦課方式、必ずこの令和8年度に行わなければいけないものであるか。その猶予があって何年度までに3方式に変更する、してくださいというような指導なのか、その辺、どのようになっているのか教えていただきたいと思います。

○委員長（岡野 忠） 国保年金課長。

○国保年金課長（須藤 寛） 県の方針としましては、令和10年度までに3方式で統一するという方針を示しております。ただし、大田原市以外の市町につきましては、3方式にもう既になっております。あと、3方式にしないという形を取ると、特別調整交付金、保険者努力支援制度というものがあるのですけれども、その中で、県のほうで3方式にしたところについては点数をつけますよ、3方式にしていなかったところについては点数をつけませんよということで、県のそういう支援されるお金なんかが減ってしまうので、3方式にすることで、そういった支援も受けられる。ただ、全体が3方式になると、多分県のほうでそれを外してしまうとかという形で、ただほかの努力に対して支援をしてもらえるので、大田原市だけ2方式というのは、基本的にはほかの市町に比べてちょっと不利なので、3方式に今回変えさせていただいたほうがよろしいでしょうということで、3方式の条例改正をさせていただきました。

○委員長（岡野 忠） 市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 今回の国保税の水準の統一というところで、県のほうからということなのですが、二、三年前から各市町の担当者とか、いろんな関係者を呼んで、その都度部会とかを開きまして細かい調整をしてまいりました。なので、県のほうがこうしなさいと言ったことではなくて、各市町の意見を聞きながら調整をしてきて、令和10年度までに統一しましょうというところで、もう合意をしたという形になっております。

以上です。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第21号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議がございますので、採決は起立の方法で行います。

議案第21号につきましては、原案を可とすることに賛成する委員の起立を求めます。

（起立多数）

○委員長（岡野 忠） 起立多数。

よって、議案第21号 大田原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第22号 大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡野 忠） 次に、日程第4、議案第22号 大田原市収入証紙等購入基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
市民生活部長。

○市民生活部長（佐藤美奈子） 議案第22号 大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議会本会議におきまして、議案の上程の際に概略を説明させていただいておりますが、改めまして市民課長の高野よりご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 市民課長。

○市民課長（高野浩之） では、ご説明させていただきます。議案第22号 大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

223ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要でございますが、栃木県収入印紙が令和8年3月31日をもちまして廃止されることから、大田原市収入印紙等購入基金条例の関係部分を改正するものでございます。

221ページの議案書を御覧ください。改正内容でございますが、新旧対照表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄（新）に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

この条例は、収入印紙及び栃木県収入証紙について規定されておりますので、栃木県収入証紙の廃止に伴い、第1条で栃木県収入証紙に係る文言を削除し、条例名、第1条及び第4条において、「収入印紙等」を「収入印紙」に改めます。

222ページに参りまして、第6条中、「市長が別に定める」を「規則で定める」に改めます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で議案第22号の説明を終わります。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第22号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号 大田原市収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第16号 大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定について

○委員長（岡野 忠） 次に、日程第5、議案第16号 大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（君島 敬） 議案第16号につきましては、本会議におきましては私から説明をさせていただきましたが、本日は教育総務課長から詳細についてご説明申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯 和明） 議案第16号 大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定についてご説明申し上げます。

149ページの議案書補助資料を御覧ください。議案の概要であります。篤志家からの寄附金を、学業、スポーツまたは文化芸術の分野におきまして成績が特に優秀で、本市から未来に羽ばたき、活躍できる人材育成に活用するため基金を創設し事業を実施することから、条例を制定するものであります。

応援給付金制度の概要につきましては記載のとおりでございますが、既に那須町及び那須塩原市では実施しておりまして、大学等に進学を予定または在学している者に対しまして、1人当たり1年度につき100万円を大学等の正規の修学年限を修了するまで給付するものでございます。

事業スケジュール等、実施に当たりましては、既に実施している那須町及び那須塩原市と足並みをそろえてまいりたいと考えております。

それでは、条例についてご説明を申し上げます。148ページを御覧ください。第1条、こちらは設置でありまして、先ほども述べましたとおり、篤志家からのご寄附を活用するため基金を設置するものでございます。

第2条は積立てにつきまして、そして第3条は管理について規定をしております。

第4条は運用益金の処理について、第5条では繰替運用について規定をしております。

第6条は処分について、第7条は委任について規定をしております。

最後に、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をいたします。

以上で議案第16号の説明は終わりです。よろしく申し上げます。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

高瀬委員。

○委員（高瀬重嗣） このゆめみらい応援給付金の原資というか、篤志家からの寄附ということなのですが、その篤志家からの寄附の内容、概要が漠然としていて、例えば今後継続して行われるものなのかというのはちょっと分かりにくいので、もう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

○委員長（岡野 忠） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯 和明） 篤志家の意向としましては、数年でやめてしまうということではなくて、こ

れを長く続けたいというふうな意向を聞いてございます。スタート時点では、まずは2名を対象としてスタートしたいと伺っているのですが、将来的にはもっと数を増やしていきたいと。実際那須町と那須塩原市のほうでも、今年度、令和7年度に大学入学をした学生から支援を始めているわけなのですが、今年度は両市町とも2名で始めたのですが、那須塩原市につきましては令和8年度は1人増やして3名と考えているそうです。ですから、大田原市に関しましても、これから軌道に乗っていくに従って数も増やしていきたい、この事業を継続していきたいということで考えていまして、その寄附金につきましても、例えば4年制の大学であれば、選考した方が4年生であれば、先にその4年分の400万円を寄附いただいでしまう。もしくは医学部のように6年間の修業年限の学生であるならば、600万円を先にいただいでしまうと。ですから、途中でこの寄附金が途切れてしまうことがないように、その学生が修了するまで支援は継続できるような仕組みで、篤志家の意向も聞いてございます。

○委員長（岡野 忠） 高瀬委員。

○委員（高瀬重嗣） 篤志家、具体的なところはないのですが、その内容は聞かないのですが、今言った那須町、那須塩原市、大田原市の3市町に限って、未来永劫続くのはありがたいのですが、その篤志家の財力というか、それに合わせるために、今、教育総務課長がおっしゃったように、この人と決めたらそれはもう確保して、将来的に無理なときが出てきたら、そこで切れるような形にするという形ですか。

○委員長（岡野 忠） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯 和明） なぜ大田原市のほうまで今回話が合ったかなのですが、篤志家は自分のそういう個人名とか、それは明かしてほしくないという意向なので、名前は明かせないですが、ただ那須町のほうに在住されていらっしゃるのです。もともとは那須町のほうの学生を支援したいということから始まったものであるのですが、那須町から那須塩原市の学校のほうにも通っている、那須塩原市の高校に通っているお子さんもいらっしゃるということだったので、那須塩原市のほうまで拡大したのです。話を聞いてみると、那須町から大田原市のほうの高校に通っている方もいらっしゃる。そういう情報も耳にしたので、ならば大田原市の学生も支援したいということで、今回大田原市のほうにも話が合った次第なのですが、財力的には十分申し分ないほどにある方でございます。先ほど申し上げましたとおり、2人と言わず、これから先は本当に意気込みというか、本当にその方の志なのです。志次第で、どんどん広げていきたいということなのです。気持ちさえ伝われば、もっと増やしていきたいというような形で聞いてございます。

○委員長（岡野 忠） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 対象者についてなのですが、大学等に進学を予定している、または在学とあるのですが、在学者については給付期間は申請後の残り期間になるのか。また、概要には、大学等の正規の修学年度を修了するまで給付となっているので、遡ってできるのか。どういったふうに考えているのか、お聞きします。

○委員長（岡野 忠） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯 和明） そうなのです。確かに入学する学生さんだけではなくて、既にもう在学されている学生さんも支援するものではあるのですが、あくまでも採択されてからの修学年限なので、

例えば4年制の大学で3年次から採択されれば、3年、4年の2年分と、そういうことを考えています。

○委員長（岡野 忠） 大塚委員。

○委員（大塚正義） 先ほど篤志家のお話がありましたので、今回これを制定するに当たりまして、来年度、先ほども説明の中で、対象学生によって前納していただくというお話があったかと思うのですが、来年度につきましては、まずその予算がどのぐらいの予定をその方と決定をされているのか、お聞きさせていただきたいと思います。

○委員長（岡野 忠） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯 和明） 令和8年度の予算に関しましては、まずスケジュールに関してなのですが、11月から募集を開始しまして1月まで募集を行うわけなのですが、2月に対象者を選定したいと思っています。2月に選定するものですから、3月までには決定したいと思っていますのですが、3月に決定した段階で、決まった方の大学の年限に合わせて、その篤志家からいただくということを考えています。ですから、令和8年度、令和9年の3月には、例えば4年制の大学のお子様であれば400万円、それが2名であれば800万円なのですが、今回の令和8年度はマックスで6年間の医学部に通う学生が選ばれたことも想定して、1人100万円掛ける6年分の600万円掛ける2名で1,200万円を予算上は考えております。

○委員長（岡野 忠） 高瀬委員。

○委員（高瀬重嗣） 支給対象者の選定に関してなのですが、大田原市、ほかに奨学金を持っていますよね。あれに関しては、例えば評定平均値とか、大ざっぱにあるのですが、あの会議に私も出席したことがあります。生徒の将来性を見込んでとかという、多少、若干甘めな選定が出てくると思うのですが、これはその篤志家からの志を受け継ぐわけですから、かなり私のようなふらちな学生生活を送ったような者には給付しないほうがいいと思うのです。そういったときの選定の基準というのは、評定平均値4.1という話が議会では出たと思うのですが、この学業、スポーツ、文化芸術における成績が特に優秀でというのは、学業は結構選定しやすいのだと思うのですが、スポーツ、文化芸術となるとなかなか難しいことになってくると思うのですが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岡野 忠） 教育総務課長。

○教育総務課長（磯 和明） おっしゃるとおりでございまして、なかなか比べる、比較するのも難しいところであると思っております。募集要項を別に定めまして、募集するときにも、その要項の中に、ある程度明確に基準、この基準を上回っている方が対象ですよというのは、募集要項のほうでもうたいたいと思っております。考えておりますのは、これも既に那須塩原市、那須町のほうもそうなのですが、学業に関しましては、先ほど話したように4.1以上を考えております。スポーツ、文化に関しましては、県大会またはそれに同等な大会に出場して、それなりの功績を残している者というふうな要件をつけて募集をしたいと思っております。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第16号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○委員長(岡野 忠) 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 大田原市ゆめみらい応援給付金基金条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長(岡野 忠) 次に、日程第6、議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。
教育部長。

○教育部長(君島 敬) 議案第23号につきましても、本会議におきましては私のほうから説明をさせていただきましたが、本日は学校教育課長から詳細について説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長(岡野 忠) 学校教育課長。

○学校教育課長(萩原孝夫) 議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

228ページの議案書補助資料を御覧ください。個人番号の利用は番号法に定められた事務、いわゆる法定事務に限定されておりますが、社会保障や地方税、防災に関する事務やその他の事務であって、市が条例で定める事務、いわゆる独自利用事務につきましても個人番号利用することができます。

本市では、本条例において既に他の独自利用事務を定めておりますが、今回、住民サービスの向上や行政の効率化等を目的とし、新たに3つの事務を独自利用事務に追加することから、関係部分を改正するものであります。

なお、③、住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報に関する事務につきましては、国が定める標準化基準に適合した情報システム、いわゆる標準準拠システムへの移行に当たり、標準準拠システムにおいて、本市の住民基本台帳に登録されていない者の情報を管理する場合には、当該事務を独自利用事務として条例に定めなければならないことから、教育委員会が行う独自利用事務として追加するものであります。

224ページを御覧ください。改正内容であります。新旧対照表の改正前(旧)の欄に掲げる規定を同表の改正後(新)の欄に掲げる規定に下線で示すように改正いたします。

第5条において、番号法第19条第11号に基づき条例で定める特定個人情報を提供することができる場合について規定いたします。

225ページを御覧ください。別表第1につきましては、第7項に就学援助費に関する事務を、第8項に特別支援教育就学奨励費に関する事務を、第9項に住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理

に関する事務を追加し、独自利用事務として規定いたします。

226ページを御覧ください。別表第2につきましては、第6項に就学援助費の支給に関する事務、第7項に特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務を追加し、それぞれの事務で利用する特定個人情報を規定いたします。

226ページから227ページになりますが、新たに別表第3を追加し、市と教育委員会との間で特定個人情報を提供することができる事務として、5つの事務を規定いたします。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（岡野 忠） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

伊賀委員。

○委員（伊賀 純） すみません。住登外者、大田原市として該当する方は何名ぐらいいらっしゃるのですか。

○委員長（岡野 忠） 学校教育課長。

○学校教育課長（萩原孝夫） 該当する者は、学校で言いますと区域外就学といって、他市町から本市の学校に通学している児童生徒の保護者に当たるとは思いますが、数字のほうは今手元にございませんで、後ほど調べて報告させていただきたいと思えます。

○委員長（岡野 忠） 内藤委員。

○委員（内藤幹夫） 条例改正に伴いまして就学援助費に関する事務などについて、来年度以降は収入が確認できる添付資料とかは不要になるのか、お伺いいたします。

○委員長（岡野 忠） 学校教育課長。

○学校教育課長（萩原孝夫） 今現在も市内に居住している方に関しては、そういった資料は添付する必要はなく、庁内で確認ができるようなシステムになっておりますが、今後、今お話にあった市外から通学している児童生徒の保護者に関しては、これまでそういった書類を提出していただいていたのですが、その提出が不要となります。

以上です。

○委員長（岡野 忠） ほかに質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第23号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（岡野 忠） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 大田原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎散 会

○委員長（岡野 忠） 以上で当委員会の審査は全て終了いたしました。
本日はこれもちまして散会いたします。

午前11時22分 散会